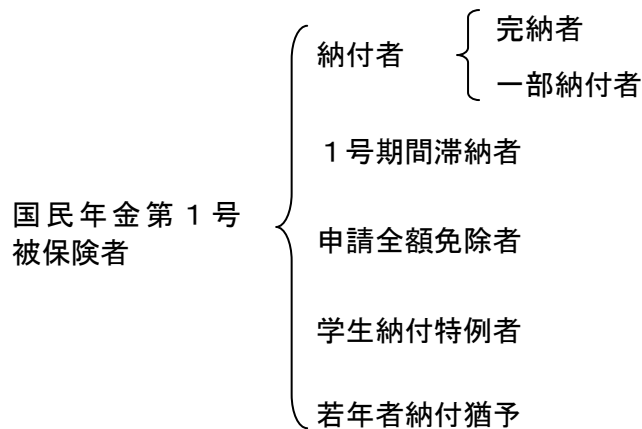


# 用語の解説

## 1. 保険料納付状況

平成 18 年度及び 19 年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）を以下のように区分した。



### (1) 納付者

平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月のうち、納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

#### ① 完納者

平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月の納付対象月の保険料をすべて納付している者。

#### ② 一部納付者

完納者以外の納付者。

### (2) 1号期間滞納者

平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月の納付対象月の保険料を 1 月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く。）。

### (3) 申請全額免除者

平成 20 年 3 月分の保険料について申請全額免除を受けていた者。

### (4) 学生納付特例者

平成 20 年 3 月分の保険料について学生納付特例を受けていた者。

### (5) 若年者納付猶予

平成 20 年 3 月分の保険料について若年者納付猶予を受けていた者。

## 2. 都市規模区分

平成 20 年 5 月 1 日現在の市区町村境界及び平成 20 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づく人口を基に、以下のように区分した。

- (1) 大都市  
東京都特別区部及び政令指定都市。
- (2) 中都市  
(1)以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市。
- (3) 小都市・町村  
(1)、(2)以外の人口 20 万未満の市及び町村。

## 3. 総所得金額

平成 20 年の市区町村民税課税台帳の総所得金額(平成 19 年所得)に基づいている。  
総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費(売上原価、減価償却費等)を除いたものである。

## 4. 届出適用者・手帳送付者

- (1) 届出適用者  
自らが届出を行い被保険者となった者。
- (2) 手帳送付者  
加入届が未届である者に対して年金手帳を送付することにより第 1 号被保険者としたもの。